

令和7年度

米子市会計年度任用短時間勤務職員（児童厚生員）

採用試験 受験案内

令和7年9月8日
米 子 市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	勤務地
児童厚生員	1名	市内に設置の児童館に勤務します。

【受付期間】

令和7年9月8日（月）～ 令和7年12月5日（金）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
ただし、11月4日（火）以降は窓口受付時間の変更に伴い、午前9時～午後5時までの受付になります。
- ・郵送による申込みの場合は、12月5日（金）午後5時必着とします。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
応募者に別途お知らせします。 申込後、随時試験を実施します。	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 （米子市錦町1丁目139番地3） ※くわしくは、応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
児童厚生員	1名	児童館に勤務し、児童の遊びを指導し、児童の自主性や創造性、社会性を高め、地域で児童が健全に育つように支援を行います。

2 受験資格

試験区分	資 格
児童厚生員	次のいずれかに当てはまる方 1 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 2 保育士又は社会福祉士の資格を有する者 3 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の能力を有すると認める者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 4 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 5 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力を有する者

ただし、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法及び内容

区 分	配 点	試 験 の 内 容	解答時間
作文試験	100点	文章による表現能力についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	

○作文試験と面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、作文試験、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とし、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。

○応募のあった方から随時試験を行い、一定基準に達した方を合格者に決定します。

○採用予定人員を確保できた場合、受付期間内でも受験受付を終了する場合があります。

4 受験手続

区 分	内 容
提出書類	受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部 ・受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記入のうえ、写真を貼付してください。
申込先	米子市こども総本部こども施設課（ふれあいの里1階） 〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 電話（0859）23-5441 [郵送で申し込む場合] 封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。

○ 受理した提出書類は、返却しません。

○ くわしいことは、米子市こども総本部こども施設課にお尋ねください。

5 試験結果の発表

発表時期	発表の方法
随時	随時、受験者に対し、郵送又は電話により通知します。

6 任期

任期は、原則として、採用日から令和8年3月31日までです。

○任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。

（職の改廃等がある場合を除く。）

○再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。

7 採用予定日

令和7年10月1日以降（原則として、採用が決定された翌月の1日とします）

8 勤務条件

区 分	内 容
報 酬	報酬は、 月額 142,064円（高卒以下） 月額 150,580円（短大卒） 月額 160,567円（大学卒） このほかに通勤手当相当の額、期末・勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 下記の勤務時間の中でシフトにより割り振られます。 状況に応じて時間外労働を行う場合があります。 【車尾児童館（なかよし学級開級）】 ○ 児童館の勤務時間 ○ 平日及び土曜日 午後1時から午後6時まで ○ 小学校の長期休業 午前8時30分から午後6時まで ○ なかよし学級の勤務時間 ○ 平日 午後2時から午後6時45分まで ○ 小学校の長期休業、振替休業日及びなかよし学級の土曜開級日 午前8時から午後6時45分まで 【淀江児童館（なかよし学級開級）】 ○ 児童館の勤務時間 ○ 平日及び土曜日 午後1時から午後6時まで（第2、第4土曜日休館） ○ 小学校の長期休業 午前8時30分から午後6時まで ○ なかよし学級の勤務時間 ○ 平日 午後2時から午後6時45分まで ○ 小学校の長期休業、振替休業日及びなかよし学級の土曜開級日 午前8時から午後6時45分まで 【前田児童館・下福万児童館】 ○ 児童館の勤務時間 ○ 平日及び土曜日 午後12時30分から午後5時30分まで ○ 小学校の長期休業 午前8時30分から午後5時30分まで
そ の 他	健康保険（鳥取県市町村職員共済組合）、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○届出により他の職（アルバイト等）に従事することができます。

○採用時まで給与改定・制度改正があった場合は、それによります。